

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No.36 (2000.11.24)

事務局 TEL/FAX 0584-78-4119

大垣市田町1-20-1 近藤方

岐阜県収用委 次回結審を宣言

私たちが中断・凍結を強く求めたにもかかわらず、岐阜県収用委員会は11月22日に審理を行いました。しかし、さすがに今回は結審を強行しきれず「次回は2月22日。新たな意見が出なければ結審」と宣言したそうです。10月24日の「現地調査」の強行、今回11月22日の審理開催強行。岐阜県収用委の「先ず事業者の都合に合わせた収用裁決ありき」の姿勢は変わりません。いずれ「収用裁決」を出してくるには違いありませんが、時期は来年3月以降になりました。収用裁決が出されたら、収用裁決取消を求める訴訟を提起します。

＜土地収用制度のあり方を変えよう!＞

収用委員会が「まず収用裁決ありき」となるのは岐阜県の特異体質の問題ではなく、現行の土地収用制度、「公共事業」の制度そのものの欠陥です。収用委員会は「事業認定処分」を

前提として、「事業の公益性は判断しない。補償金額だけを決める」というものです。その事業認定処分は、結局は、事業者自身が自分で「公共性」を認定しているのと変わりません。「およそ”お上”のやることに間違いはない」ということ前提としているとしか思えないこの制度は、「およそ”お上”のやってきた公共事業は間違いだらけ」であることが明らかになっている現在、時代錯誤を乗り越えて滑稽ですらあります。(次ページへ)

は、市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)が水没予定地に共有する土地の一部の四千九百五十五平方メートル。市民グループ側は徳山ダム建設の事業認定取り消し訴訟を行っているとして、司法判断が出るまでは収用委の審理の中断・凍結を要求して反発。この日の審理にはメンバーの美濃市の男性(匿名)一人だけが出席し、「事業認定や土地収用制度は民主的ルールを逸脱している」とした上で、任意交渉の際の公団側の姿勢を批判(一部地域、夕刊既報)

徳山ダム収用委 来年2月22日、結審へ

水産漁業開発公団が揖斐郡藤橋村で進める徳山ダム建設事業をめぐる、建設に反対してトラスト運動をして、いる市民グループの共有地を、対象にした県収用委員会(瑞元博保会長)の第五回審理が二十一日、県庁で行われた。収用委は「意見が

11/23 岐阜新聞

12月24日(日) 17時～ すき焼きパーティー

徳山ダム建設中止を求める会 忘年会

会費2000円 (事務局近くの工場の食堂をお借りして行います)

来年の運動方針なども一緒に考えましょう。多数のご参加を期待します。

参加ご希望の方は、事務局(0584-78-4119)にご連絡を。

立ち会いなしで

未買収地を調査

徳山ダム巡り収用委員

藤橋村で水資源開発公団が建設を進める徳山ダムの未買収地をめぐる、県収用委員会(端元博保会長)は二十四日、建設反対グループのメンバーが権利を持

つ共有地〇・五割について現地調査を実施した。反対グループは文書などで調査の中止を求めていたが、地権者の立ち会いのないまま実行された。

この土地は、「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)のメンバーが、百十七人が所有しており、土地収用に向けて、公団関係者と一求める会(メンバー)との審理が始まっている。この日は、争いのある土地について、現地調査をするよう定められた土地収用法に基づいて現地に入った。

現行制度では住民・市民や第三者機関から公共性のチェックを受けることないままに、強制収用はなし、その手続きの間にも既成事実としての工事は進行していきます。現行法下でも裁判所はこれにストップをかけることは可能ですが、行政に遠慮した裁判所の判例の積み重ねによって、事実上、その方途も封じられています。これを変えて行くのは、運動の力、政治的な力しかありません。

しかも現在、建設省は、「もっと強制収用をやりやすくする」ための土地収用法「改正」(＝改悪)作業を進めています。とんでもない話です。

「公共事業」を真に公共性のある事業とするために、地権者・住民・市民の立場から、土地収用制度を抜本的に改めて行きましょう。国会ロビー活動も含め、全国の同様の問題を抱えるみなさんと連携して、進めていきたいと思えます。

10/25 朝日新聞→

中部弁護士介意連合会が意見書

「徳山ダム建設工事の一時中止を」

徳山ダムの建設工事

一時中止求め意見書

中部弁護士会連合会(理事長・山田幸彦名古屋弁護士会長)は二十四日、岐阜県藤橋村の揖斐川上流で木体工事が始まった徳山ダム建設計画について、「イヌ

フシやクマタカらの生息調査が不十分で、周辺地域の猛きん類に及ぼす影響が科学的に明らかになっていない」などとして、本格的な環境アセスメントの実施と工事の一時中止を求める意見書を水資源開発公団中部支社に提出した。同日付で建設省にも郵送した。

意見書は、公団の実施したイヌフシとクマタカの調査について、「期間や範囲が限られ、調査人員も少ないなど、基礎的なデータが不足している」と指摘。生物多様性条約や環境基本法の趣旨に従えば、建設予定地周辺まで含めた生態系全体への影響を調べる必要がある、としている。

10/25 朝日新聞→

大垣市は話し合い拒否？

8月28日に大垣市と話し合いをもった際、「こういう話し合いを再びもつ」ことは何

度も確認しました。10月半ばに「11月13日に再度話し合いをもちたい」と申し入れたところ、10月26日に「総合的に判断してお断りしたい」という、とても承服しかねる回答がありました。そこで、私たちはきちんと話し合いをもつように、大垣市に申入書を提出しました。都合の悪い話はしたくない、逃げていればそのうち何とか・・・という行政の姿勢は改めてもらわなくてはなりません。

11/14 中日新聞→

徳山ダム水道水源
転換問題で申入書

大垣市に中止求める会

徳山ダム建設中止を求める会(上田武夫代表)の八人が十三日、大垣市役所を訪れ、徳山ダム着工に伴う水道水源転換問題について議論の場を持つよう申入書を提出した。

会によると、市側は前回の八月二十八日の話し合いで継続して議論することに同意。会が十月中旬に「十一月十三日に話し合いを持ちたい」と口頭で申し入れたところ、十月下旬に市から「(十三日は)時間がとれない。その後も、総合的

に判断して話し合いは断る」と連絡を受けた。

会は一水道は市民にとつて身近な問題。話し合いさえも持たないというのは市の怠慢。日程はあくまで決めたい」としている。

この問題をめぐっては、会が八月二十八日、徳山ダムの完成後に揖斐川の表流水を大垣市の上水道の水源として利用することはダイオキシン汚染の観点から問題がある、などとして、揖斐川(徳山ダム)の水を上水道の水源として使わないことを求める要請書を大垣市に提出した。

徳山ダム裁判 報告と日程

11/1 住民訴訟・第1回弁論準備（ラウンドテーブル）報告

午後1時半～2時半 岐阜地裁8号法廷

◎ 原告代理人が事前に準備した争点整理メモをもとにして、いきなり費用負担の同意の違法性をめぐる論点の議論になる。

「争点整理メモ」の目次

1、岐阜県の工水需要はない

徳山ダムの工水開発負担金を岐阜県が負担するのは間違っている。

2、計画違法による費用負担の違法

フルプランは違法である。

3、工業用水道事業者の同意に基づかない違法

一般職・県知事は工業用水道事業に係る負担の同意権者ではない。

4、一般会計からの支出の違法

工業用水道特別会計を通さない支出は違法である。

◎ 議論の結果、次の3点が次回までの原告側の宿題となった。

1) 原告は同意の違法性（県知事は同意権者でないという主張のほかに）を主張するか。

2) どの時点での違法か

3) 費用負担の同意は財務会計行為の同意といえるか

◎ 今後も弁論準備で住民訴訟は進行する予定がたてられた。

新たな争点整理文書も出ます。原告の方以外で必要であれば、ご連絡ください。

（まとめ・三浦真智、補・近藤）

いよいよ山場を迎えます。是非傍聴を！（特に証人尋問）

証人尋問＝2001年 2月21日（水）10時（～17時）

この日に原告側証人主尋問の予定／鳴津暉之氏、富樫幸一・岐阜大助教授

行政訴訟（事業認定取消訴訟）

12月6日（水）13時30分～ 口頭弁論

… 証人尋問の予定及びその後の裁判の進行と日程

2001年1月17日（水）10時（又は13時） 口頭弁論

… 証人尋問詳細及び進行

2月21日（水）10時（～17時） 口頭弁論（証人尋問）

住民訴訟（岐阜県公金支出差止訴訟）

12月6日（水）14時30分～ 弁論準備（ラウンドテーブル）

2001年 1月31日（水）15時～ 弁論準備（ラウンドテーブル）

「やめよ！徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫

編集責任：近藤ゆり子 事務局 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>

郵便振替：00800-7-31632 年会費 2000円